業者負担光熱水費の徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の状況 |
| 門真なみはや高等学校 | 体育館競技場空調設備工事について、工事業者が使用したガス料金について負担を求めていたが、当該ガス料金の徴収に当たり、学校の「一般」の使用量及び料金に基づき算出すべきところ、「一般」に「小型空調」を加えた使用量及び料金に基づき算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。（正）（一般の料金／一般の使用量）×工事業者のガス使用量（誤）（（一般の料金＋小型空調の料金）／（一般の使用量＋小型空調の使用量））×工事業者のガス使用量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事期間 | 誤（既収納額） | 正 | 超過額 |
| 令和４年10月19日から令和５年２月10日まで | 8,008円 | 7,969円 | 39円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 過大に徴収した負担金については、戻出処理を行い工事業者に返金した。　検出事項の原因は、担当者及び決裁者の確認不足にある。　再発防止に向けて、事務職員に対して業者負担光熱水費の算出について、算定根拠の確認を確実に行うよう周知を行った。今後は、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月25日）